

# 役員等報酬規程

## (総則)

第1条 公益財団法人はまなす財団（以下「財団」という。）定款第17条第3項及び第33条第3項に基づき財団の評議員及び役員に対する報酬等の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 本規程で役員とは、理事及び監事をいう。

## (報酬)

第2条 評議員及び役員は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず常勤の理事については、本給及び期末手当（以下「報酬」という。）を支給することができる。

3 本給は月額70万円以内とし、報酬の年額は1,190万円以内とする。

4 報酬の額は、これまでの支給実績や財政状況を勘案し、前項の年額の範囲以内で理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。

5 報酬の支給方法は職員に準ずる。

6 旅費の日当については、職員旅費規則により、支払うものとする。

## (退職金)

第3条 評議員及び役員で退職する者に対して、退職金は支給しない。

## (費用)

第4条 評議員及び役員が職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

## (補足)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から適用する。

附 則(平成21年10月29日)

この規程は、定款が施行された日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年11月12日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年7月27日から適用する。